

福祉医療費助成に係る補助の拡充等を求める意見書

○ 子どもの医療費助成

子育て世代からのニーズは非常に高く、毎年全国の市区町村において対象年齢の引き上げが行われています。これは、子どもの医療費助成が子育て支援の重要な施策の一つとして、広く求められているためであり、今後も、助成制度の維持と拡充が必要です。このような中、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置が令和6年度から廃止され、助成主体である市区町村の財政負担が一定程度軽減されることになりましたが、今後、助成範囲の拡充など、更なる制度の充実を求められることが想定されます。

現在、県内では、全ての市町が中学生までの医療費助成を実施し、高校生までを対象とする市町も半数を超えている状況です。しかし、県からの補助がない小学生以上に対する医療費助成は財政負担も大きく、他の子育て支援施策にも影響を与えかねない状況であり、市町間で助成格差が生じることとなっています。近隣県では、医療費助成に対する市町村への財政的支援を拡充され、県内の地域間格差の解消に努められているところもあります。つきましては、このようなニーズや情勢を踏まえ、県と市町が共に取り組むべき課題として次の対応を要請します。

- 1 未就学児と同様に、小学生以上の医療費助成についても県補助を行うこと。
- 2 地域間格差が生じない現物給付方式による全国一律の制度を創設するよう、強く国に働きかけること。

○ 重度心身障害者医療費助成

現在県内全ての市町で、償還払い方式を基にした運用方法が採用されています。各医療保険からの高額療養費や付加給付費が判明した後に助成額が算出できる他法優先となっていることや、自己負担額があることが影響して償還払い方式となっていますが、利用者からは、医療費を一旦立て替えるお金がないときは受診をためらう、入院をすると医療費の支払いが高額になり家計を圧迫する、申請書類の代筆を頼むことがあるとの声があります。このように、償還払い方式は経済的にも精神的にも利用者の大きな負担になっているため、一定額の支払いのみで医療行為を受けられる現物給付への移行が、利用者の切実な願いとなっています。

給付方式の変更を自治体単位で実施すると、利用者はもとより医療機関の窓

口で混乱を招く恐れがあることから、県内統一での給付方式の移行が必須です。福岡県をはじめ多くの都道府県において現物給付化が進んでいる現状を踏まえ、佐賀県においても住民福祉の向上にも寄与する重度心身障害者医療費助成制度の現物給付化の実現に向けて取り組まれるよう、次のとおり強く要請します。

- 1 医療費、審査手数料の増加による市町負担の増加に対する県の補助を充実させること。
- 2 現物給付化に伴う国民健康保険の減額調整等を廃止するよう、強く国に働きかけること。

○ ひとり親家庭等医療費助成

この助成の現物給付化についてもニーズは多く、財政負担の増加が大きな課題となっていることから、次のとおり要請します。

- 1 現物給付化した場合も、市町の医療費助成について現在と同様に県費1/2の補助を行うこと。
- 2 現物給付化に伴う審査手数料や国保減額措置についても、県の補助を検討すること。
- 3 現物給付化に伴う国民健康保険の減額調整等を廃止するよう、強く国に働きかけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年10月17日

伊万里市議会議長 中山 光義

佐賀県知事 山口 祥義 様